

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公開番号】特開2003-193804(P2003-193804A)

【公開日】平成15年7月9日(2003.7.9)

【出願番号】特願2002-352590(P2002-352590)

【国際特許分類】

F 0 1 D 5/18 (2006.01)

【F I】

F 0 1 D 5/18

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年6月12日(2007.6.12)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 ターボ機械の高圧タービン用の移動ブレードであって、少なくとも1つの冷却回路を有し、該冷却回路は、ブレード(10)の先端部(16)と基端部(14)との間で径方向に延びる少なくとも1つのキャビティ(24)と、該少なくとも1つのキャビティの径方向端部の一方に設けられ、且つ前記少なくとも1つの冷却回路に冷却空気を供給する少なくとも1つの吸気口と、

前記少なくとも1つのキャビティからブレードの後縁(20)近傍のブレードの側面に開口する複数の溝(26)とを備え、該溝は、少なくともブレードの基端部に最も近い溝を除いては、ブレードの長手軸(X-X)に対して略垂直となるように、ブレードの基端部と先端部との間に配置され、ブレードの基端部に最も近い前記溝(28)は、ブレードの回転軸に対して10°から30°の角度を成して、ブレードの先端部に向かって傾斜していることを特徴とする、移動ブレード。

【請求項2】 ブレードの基端部に最も近い溝(28)の傾きが約20°であることを特徴とする、請求項1に記載のブレード。

【請求項3】 ブレードの基端部に最も近い溝(28)の上流側端部(28a)は、高圧タービンを通じて流れる燃焼ガス流のための壁部を画定するプラットフォーム(22)とブレードの基端部との間の接続領域(30)に本質的に形成されていることを特徴とする、請求項1または2に記載のブレード。

【請求項4】 ブレードの基端部に最も近い溝(28)の上流側端部(28a)の鋭い角が、削られていることを特徴とする、請求項3に記載のブレード。

【請求項5】 請求項1から4のいずれか一項に記載の移動ブレード(10)を複数有することを特徴とする、ターボ機械の高圧タービン。

【請求項6】 請求項1から4のいずれか一項に記載の移動ブレード(10)を複数有することを特徴とする、ターボ機械。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

本発明の有利な特徴によれば、ブレードの基端部14に最も近い溝28の上流側端部28aは、基本的に、ブレードの基端部14と燃焼ガス流の近傍のプラットフォーム22との間の接続領域30に形成されており、これにより、前記溝を通じて排気される空気は、熱伝導によって、接続領域30を冷却するようになる。したがって、ブレードの基端部14とプラットフォーム22との間の接続領域30の温度は、約1.5%だけ冷却される。接続領域30の冷却を促進するため、溝を通じて排気された空気が、前記領域30に向けて容易に案内されるように、溝28の上流側端部28aの鋭い角は削られている。また、ブレードの基端部に最も近い溝28の下流側端部28bが、接続領域30に形成されていないため、様々な機械的応力に耐えることができるブレード10の能力は、溝のこの特定の形状によって影響されない。